

告 示

埼玉県告示第八百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー秩父大野原店

埼玉県秩父市大字大野原六百八十二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 夜間（午後十時から翌日午前六時までの間をいう。以下同じ。）に店舗面積が五百平方メートル以上の小売店の営業を行う場合又は深夜（午後十一時から翌日の午前六時までの間をいう。以下同じ。）に音響機器を使用する場合は、埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第六十六条の規定に基づき次のことを遵守すること。
- ア 夜間において規制基準を超える騒音を発生し、又は発生させてはならない。
- イ 深夜において音響機器を使用する場合外部に音が漏れないようにすること。
- (2) 収容台数が二十台以上又は面積五百平方メートル以上の駐車場を設置する場合は、利用者へのアイドリングストップの周知を行うこと。（駐車場が点状である場合は、それぞれの場所で周知できるような対応を行うこと。）

二 縦覧期間

令和四年八月十六日から令和四年九月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター